



## —高齢者の皆様へ— 令和8年度 交通費助成乗車券のお知らせ

**対** 町内に住所を有する 65 歳以上の方  
※町税等の滞納がある方は、乗車券を発行することが出来ません。

**申** 申請受付開始 令和8年4月から  
〈申請に必要なもの〉  
☑ 印鑑  
☑ 顔写真 (縦 3 cm×横 2.5 cm)  
※顔写真は新規の方のみ必要です

■車券の種類…地区によって異なります

### 1. 「高齢者共通乗車券〈バス・タクシー用〉…30枚綴り」の対象

居住する地区	タクシーを利用できる区域	乗車券を利用してタクシーに乗車できる時間	タクシー利用した場合の自己負担額
鬼鹿地区	鬼鹿地区内でのみの移動	8:00～ 16:00まで	300円
小平市街地・大槻 臼谷・桑園・折真布地区	<b>令和8年4月から小平ハイヤーでの交通費助成乗車券は使用できません。</b> (タクシーでの利用ができないため対応は検討中です)	/	/

※小平市街地・大槻・臼谷・桑園・折真布地区はバスでのみの利用となり、またバス運行がない地域においてもご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆小平ハイヤーはこれまでどおり通常営業しております。

### 2. 「高齢者乗車券〈バス用〉…30枚綴り」の対象

【1. 「高齢者共通乗車券〈バス・タクシー用〉】の対象地区以外に居住されている方。

**問** 保健福祉課福祉係 ☎ 56-2111



## 小平町特産品振興支援補助金

—町の特産品振興のため、アイデア・意欲ある方を募集します!!—

町では、特産品振興のための生産活動や調査研究を支援し、町特産品のブランド化を図り、雇用機会拡充とともに地域経済の振興につながることを目的とした補助事業を実施しておりますので、積極的に活用されますようお知らせいたします。

補助対象者	町内で特産品のための生産活動(加工品を含む)または調査研究を行う方
補助金の額	【生産活動施設設備費】事業費の2分の1以内(補助金上限500万円) 【調査研究費】事業費の2分の1以内(補助金上限200万円) ※調査研究費については、特に必要と認められた場合は全額補助対象
認定等	①各所属組織等(組織に所属していない場合は町へ直接)を通じて認定申請をしてください ②各団体から推薦を受けた方で構成する審査会において認定の可否を判断します ※申請者は審査会に出席し、申請内容の説明を行う必要があります
実績報告	事業実施の翌年度から3年間、経営等の実績を報告してください

**問** 各産業団体(農協・漁協・商工会)または企画振興課(☎56-2111)